

はじめに

河地家は、加賀八家の本多家に代々仕えた陪臣であり、本多家中において家老や頭役などを勤めた重臣の家柄で、明治初年の「先祖由緒并一類附帳」では禄高は200石になります。

本史料群については、知行宛行状や由緒・家計など、河地家に直接関わるものが多く、陪臣の実態がうかがえるとともに、加賀藩が関与した政治事件、さらには幕末政治における意見書や風説留など、多岐にわたる内容となっております。とりわけ、明治2年（1869）8月に金沢城二之丸において主人の本多政均が暗殺された事件については、本多家中における主従関係がうかがえる貴重なものであります。

この春季展では、当館の39番目の特殊文庫となった「河地文庫」のなかから一部を展示し、概要および特徴について紹介します。

1 概要

河地家は代々加賀八家の本多家に仕えた陪臣で、本多家中では家老や頭役などを勤めた家柄です。本文書群は史料総数が703件783点、内容は多岐に渡りますが、家政に関する史料が主となります。史料は5つの大項目、23の小項目に分類し、時代的には大項目の「Ⅰ 支配」、「Ⅱ 主家・親類」の項は藩政期が中心となり、「Ⅲ 河地家」「Ⅳ 学芸」については明治期が中心となりますが、明確に区分できない史料

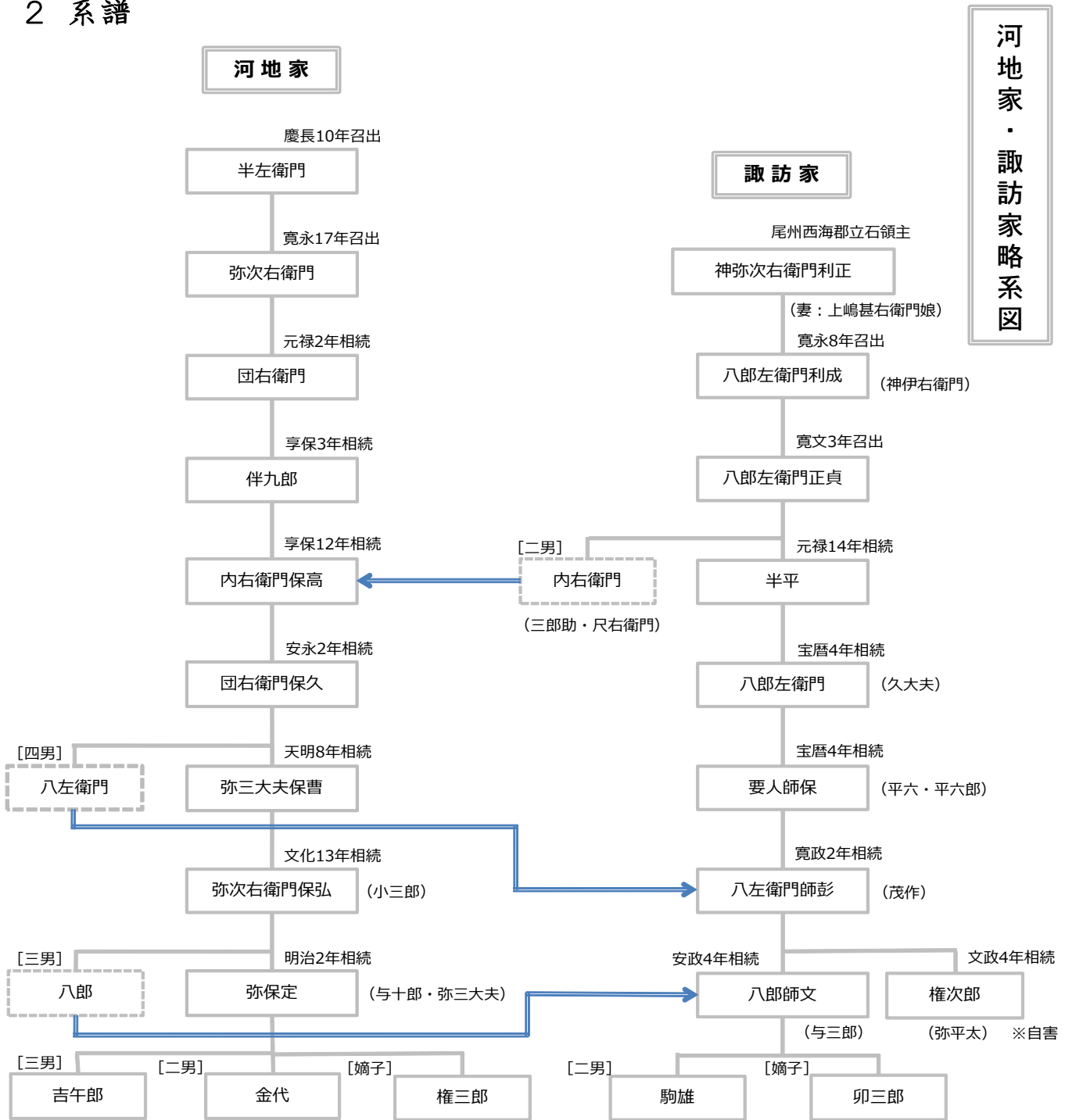
河地文庫目録 分類と点数

分類番号		(件数 点数)	件数	点数
39.11	Ⅰ 支配	(121件 149点)	14	33
39.12	一般		14	33
39.12	意見書・風説留等		45	50
39.13	政治事件		30	34
39.14	加賀藩		32	32
	Ⅱ 主家・親類	(58件 65点)		
39.21	本多家		20	21
39.22	諏訪家		40	46
	Ⅲ 河地家	(316件 341点)		
39.31	由緒・家計・履歴		11	17
39.32	勤仕		50	53
39.33	知行		17	25
39.34	遺書		8	10
39.35	家計		80	80
39.36	土地・建物		38	39
39.37	交際		37	38
39.38	葬儀		33	33
39.39	学業		42	46
	Ⅳ 学芸	(188件 206点)		
39.41	歴史		14	14
39.42	兵法・武芸		40	51
39.43	文芸		60	66
39.44	詩歌		49	49
39.45	能・香		10	11
39.46	宗教		10	10
39.47	洋書		3	3
	Ⅴ 絵図	(20件 22点)		
39.5	絵図		20	22
	計		703	783

も多く、本目録では時代区分による項目分けはしていません。

史料には、越中を支配していた佐々成政の判物（「佐々成政判物（越前人数の件につき）」（39.11-1））や、慶長期の知行宛行状（「知行宛行状」（39.33-1））など、近世初期のものもみられ、河地家の由緒を感じさせます。また、河地家は明治3年に士族となって藩の士族方管轄となるはずでしたが、「先祖由緒并一類附帳」（39.31-3）には「本多資松当分管轄」とあることから、前年の大凶作の影響で由緒帳の提出段階では本多家管轄とされていたことがわかります（由緒帳については、当館所蔵加越能文庫も参照）。なお、河地家の宗旨は日蓮宗、菩提寺は泉野寺町妙法寺であり、定紋は丸ノ内三ツ檜葉、居宅は本多家家中馬場丁です。

2 系譜



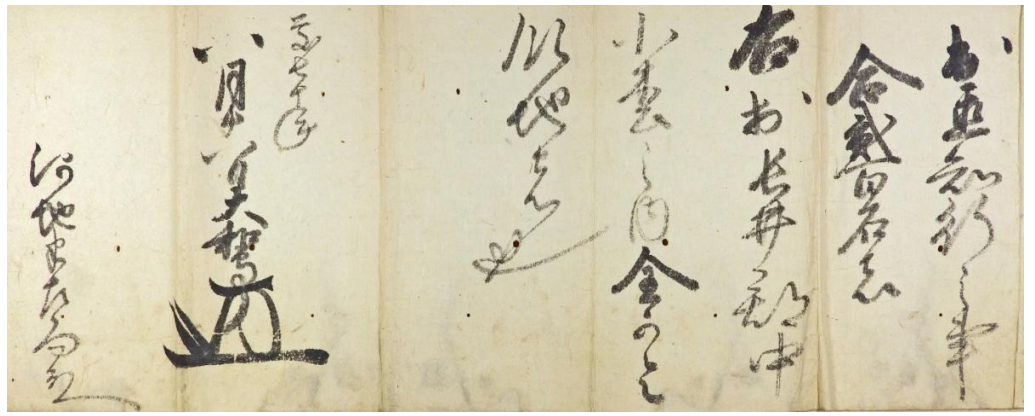
河地家・諏訪家略系図

河地文庫および本館所蔵「先祖由緒并一類附帳」などにより作成。判明する別称については表記している。なお、二重線は養子関係。

河地家は、奥州上杉家の重臣直江兼統の婿養子で当時直江大和守勝吉と名乗っていた本多政重に出仕した半左衛門を祖とし（知行宛行状（長井郡中小松之内200石）（39.33-1））、明治初年の弥（保定）に至るまで本多家に仕えた家になります。

家祖半左衛門は、慶長10年（1605）本多政重に召し抱えられ、奥州「長井郡小松之内二百石」を拝領します。その後、2代弥次右衛門、3代団右衛門、4代伴九郎、5代内右衛門（保高）、6代団右衛門（保久）、7代弥三大夫（保曹）、8代弥次右衛門（保弘）と続きますが、歴代の多くは近習目付など主家である本多家の側御用を務めています。なお、8代弥次右衛門は長年の勤仕により加増されており、河地家で初めて本多家家老役となっています。

9代弥（保定）は8代弥次右衛門の嫡子で、天保13年（1842）に召し出されて、本多家9代政和、10代政通、11代政均、12代政以と仕え、御内密書写御用をはじめ、近習目付、近習頭と当主側廻りの職務をこなす一方、当主の

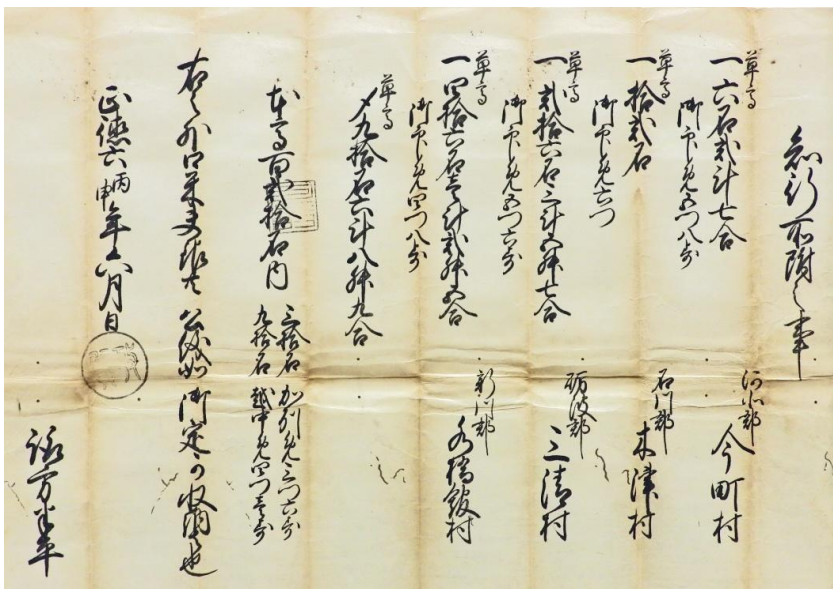


・知行宛行状(長井郡中小松之内200石) (39.33-1)

江戸出府、越中巡見に随行して加増銀を拝領しています（「役料銀目録（加増銀2枚）」（39.33-13）など）。幕末期には、当主本多政均に従い度々上京しており、「御上京御供にて道中在京中日記」（39.32-12）、「上京につき道中並京中様子等覚書」（39.32-13）からは、当時の京都の様子がうかがえます。

また、元治元年（1864）の水戸浪士西上により越前葉原まで出張しており、明治元年に藩主世嗣前田利嗣が上洛して大宮御所の警衛を命じられた際には、兵卒半隊長として警備に就いています。翌2年に帰国すると、病で一旦役儀免除となりますが、父弥次右衛門の隠居によって相続します（「知行目録」（39.33-15））。死去年についてはわかりませんが、「河地保定死去につき悔状」（39.38-4）など、葬式に関する史料が残されています。

また、弥には権三郎、金代、吉午郎と三人の男子がおり、彼らの卒業証書や履歴書などが現存しています。なお、吉午郎は優秀な成績によって奨励品が授与されており、明治16年8月から翌年12月までは漢学者黒本植（稼堂）から論語・孟子などの授業を受けています。



・知行所附之事(120石)(39.22-11)

正徳6年（1716）本多政質から諏訪半平に出された知行所附状。加州および越中から知行が与えられていることがわかる。

そのほか、河地家の親戚である諏訪家の文書群も残されており、知行宛行状、知行所附状が確認できます。諏訪家の先祖は、織田信長、信雄、信孝、豊臣秀吉に仕えたとされていますが、八郎左衛門（利成）が寛永8年（1631）に本多政重に召し抱えられてからは、累代本多家に仕えています。河地家とは養子縁組がなされており、幕末には河地弥次右衛門三男の八郎が諏訪家を相続しています。八郎は、明治4年12月に当主本多政均暗殺の敵討に参加しますが、果たせずに自害しています。

3 本多政均暗殺一件

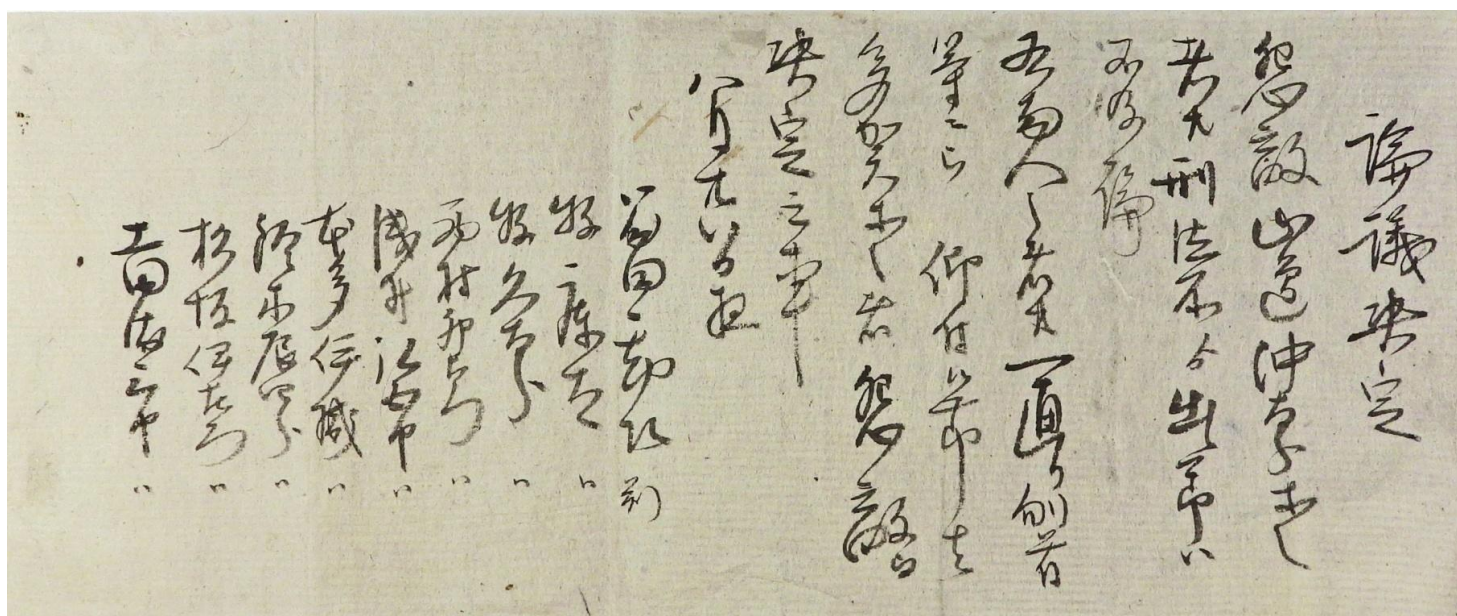
本多政均は、安政3年（1856）12月に家督を相続すると、翌年4月には御用加判および人持組頭となり、同12月に叙爵（従五位下諸大夫）、播磨守を称します。主に藩主前田慶寧のもとで藩政を担い、明治元年（1868）末には藩の執政に就任して藩政を担当し続けるも、同2年8月に金沢藩の山辺沖太郎、井口義平によって金沢城二之丸御殿で暗殺されます。

この暗殺の実行犯は、籤引によって選ばれた前述の山辺、井口の両名でしたが、そのほかにも菅野輔吉、土屋茂助、岡野外亀四郎、岡野悌五郎、多賀賢三郎、松原乙七郎、岡山茂、石黒圭三郎らが関与したとされます。その後の山辺、井口の口述書では、本多政均を奸賊の巨魁とし、「天朝を軽蔑し御政権を致専横候」人物であると述べています。その後、山辺、井口は刑獄寮において自裁、菅野は3年間の自宅禁錮、多賀、岡山、岡野悌五郎は70日の閉門、松原と石黒、岡野外亀四郎は無罪との判決が為されています（土屋は、暗殺直後に自害）。

本多家については、政均の積年の功績に対する破格の恩典に加え、たとえ一旦であっても本多家が断絶するという衝撃を藩が憂慮したことにより、即日嫡子資松（後の政以）への遺領相続が認められましたが、家中は納得せず、暗殺の翌月には本多家家老役篠井ら4名連名で藩の政事堂に嘆願書を提出します（「本多政均暗殺につき怨敵下賜嘆願書」（39.21-5）など）。

しかし、この嘆願は聞き入れられなかったため、本多家中では敵討に向けて動き出すこととなります。敵討対象者の優先順位について「先君敵討之義につき書状等」（39.21-6）では、怨敵山辺、井口が刑務所から出てくるようなことがあれば論に及ばず、両名が処刑の場合には多賀賢三郎らを怨敵の対象者とすることが合議で決められています。勿論、家中の皆が敵討に賛同していたとはいえませんが、河地家がここまで把握していることから鑑みても、敵討は家中において概ね共有されていたといえます。

そして、明治4年2月に山辺、井口が刑に処せられると、同年11月遂に多賀以下を対象とした敵討が実行され、菅野輔吉、多賀賢三郎、岡野悌五郎を殺害するに至ります。翌5年、敵討の実行者である本多家家臣本多弥一以下、刑が執行されましたが、子孫への相続は許されており、本多家の菩提寺である大乘寺に葬られています。敵討を実行した者たちの主家に対する忠誠は、前掲「先君敵討之義につき書状等」にある「此後御幼君義宜敷奉願候」の一文に顕れています。



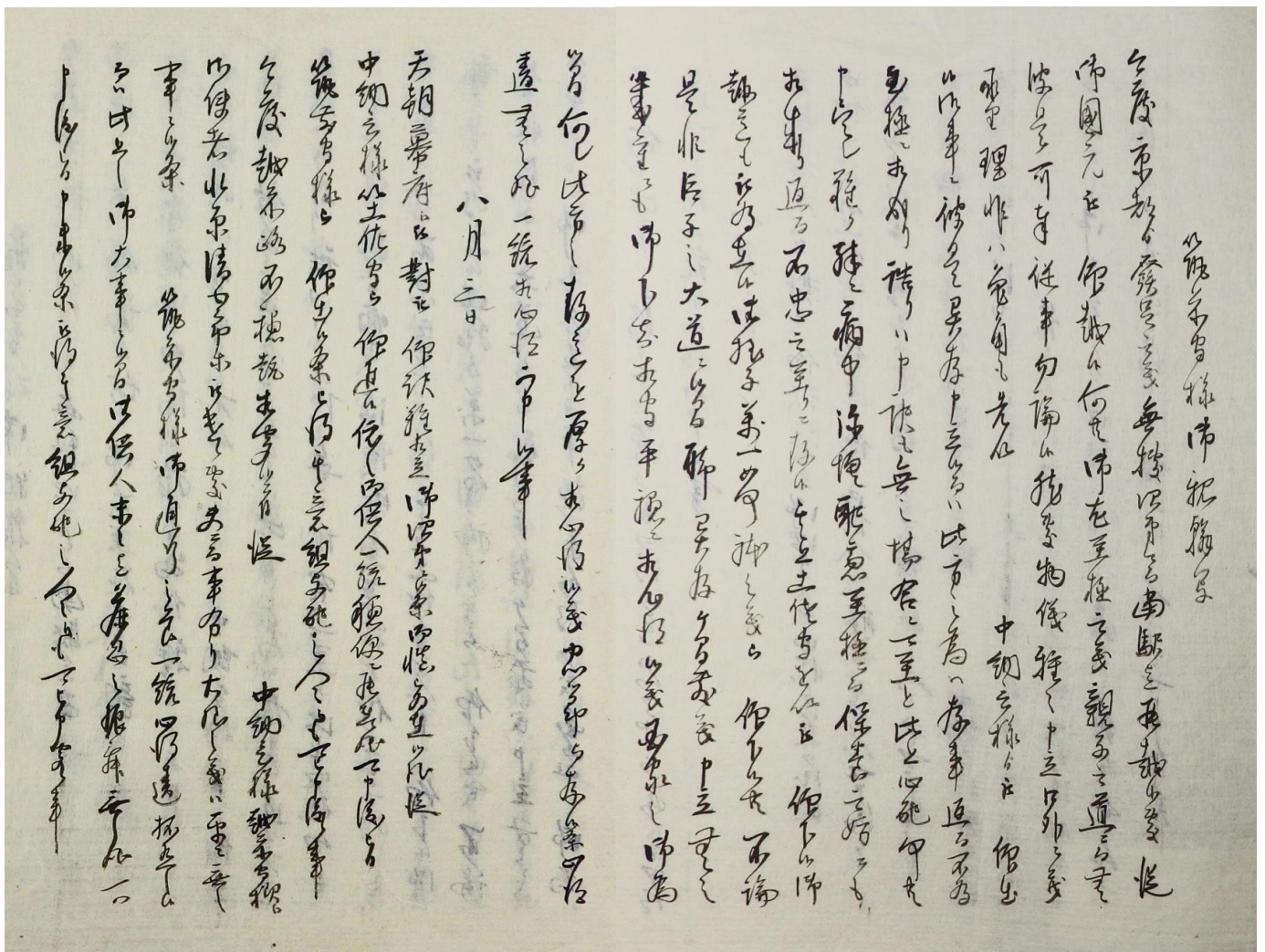
・先君敵討之義につき書状等(39.21-6)

4 幕末維新期

河地文庫の特徴の一つとして、幕末維新期の政治史料が多いことが挙げられます。ここでは、「意見書・風説留等」(39.12)、「政治事件」(39.13)、「加賀藩」(39.14)の項目に分類しています。

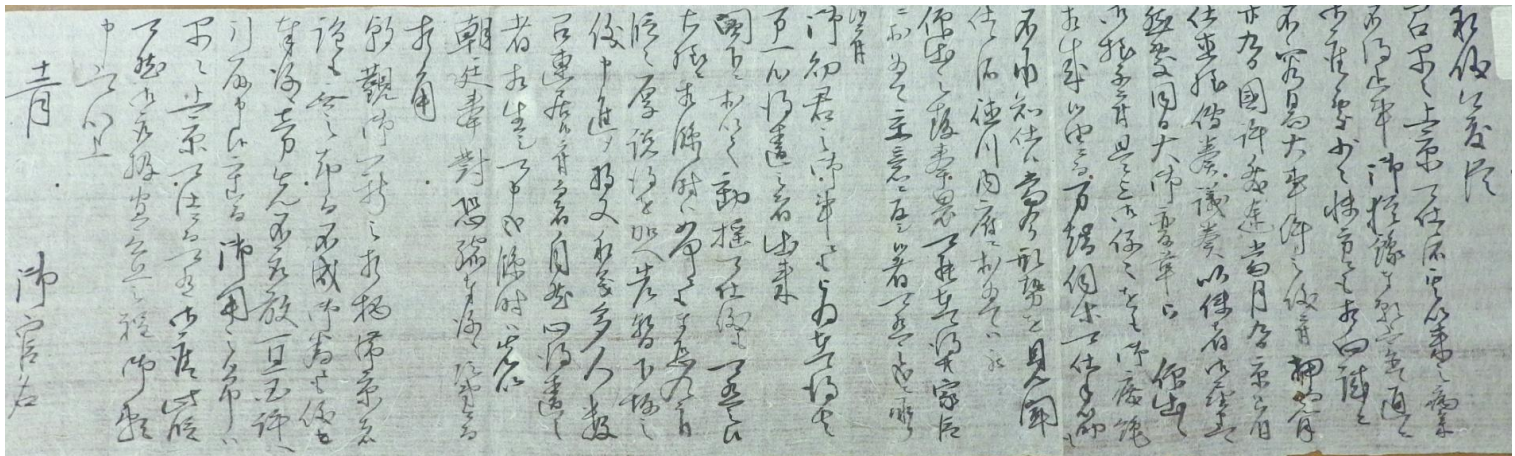
「意見書・風説留等」の項では、「魯西亜書翰和解」(39.12-1)、「唐国風説および亜米利加規定書同蘭文和解」(39.12-8)といった諸外国の来航に関するものや、文久期以降の政治状況を反映した「京都御沙汰書之覚」(39.12-16)、「京都取沙汰書」(39.12-17)のような留類、「薩州公(島津斉彬)上書」(39.12-4)、「毛利公(敬親)建白之旨等覚書」(39.12-11)などの建白書類があります。このような政治情報の分析は近年重要度を増しており、情報自体の内容のみならず、情報を媒介とした人的ネットワークについての関心も高まっていますが、河地家もその一員であった可能性もあります。

「政治事件」の項では、水戸浪士西上一件(天狗党の乱)に関するものが多いといえます(「水戸浪士西上軍中日記」(39.13-1)、「水戸浪士降伏一件につき書状等留」(39.13-6)など)。水戸藩内の尊攘激派で構成された天狗党は、元治元年(1864)三月筑波山で挙兵し、その後在京の一橋慶喜への陳情を目的として武田耕雲斎、藤田小四郎らが上京を開始しています。



・前田慶寧退京につき前田齐泰親翰等留(39.14-3)

元治元年(1864)禁門の変において許可なく退京した世嗣前田慶寧(筑前守)が、逗留先の海津にて同行の者たちに対して出した親翰。藩主前田齐泰(中納言)の保養を妨げ、不忠となるようなことをしてはならないと述べ、親子の道で彼はなく齐泰の意見に従うと述べている。また、使者として派遣された前田直信(土佐守)がいかなる内容を伝えてきても、臣子の大道により遵守すると述べている。



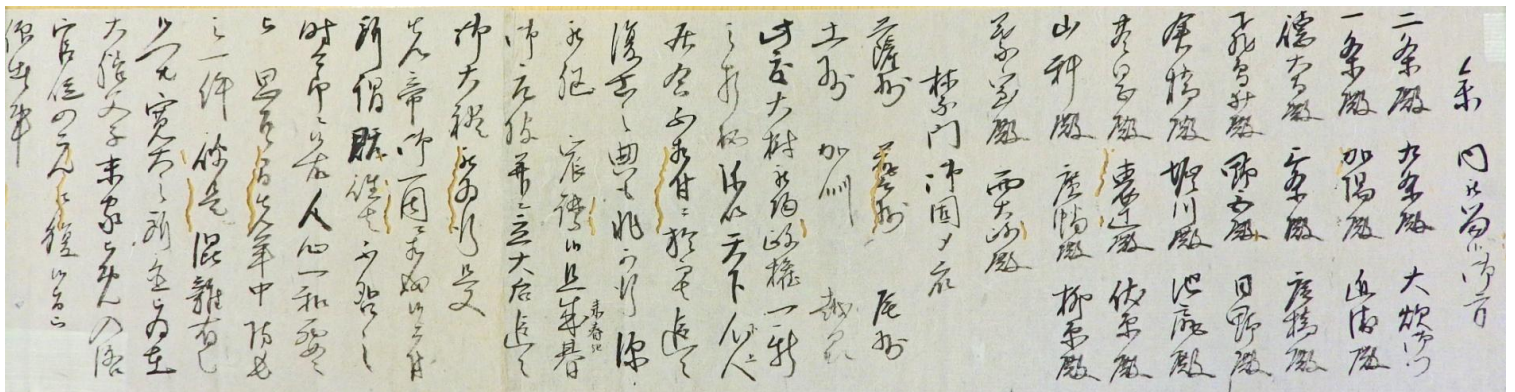
・前田慶寧帰国願上奏文并帰国之儀御意書(39.14-9)

慶応3年（1867）12月の王政復古の号令直後に出された上奏文。上洛直後にこのような大変革が発生したため、徳川慶喜にひとまずは大坂まで下がるように説得したこと、そして自身も兵士を多く抱えており、万が一の事態が発生してはならないため、一旦国元に引き取る旨が述べられている。

加賀藩は、命令を受けて同年12月に藩士永原（赤座）甚七郎らを出張させており、同月下旬浪士らは加賀藩に降伏しています。そのほかの事件としては、長州征討や大政奉還、王政復古、鳥羽・伏見の戦といった幕末期の政局に直接関わるものがみられ、特に「長州征討苦戦につき心得申渡状」（39.13-16）や「参内被留候御方并禁門御固メ衆等書上」（39.13-22）などは、該当事件の緊迫度を伝える格好の史料といえます。

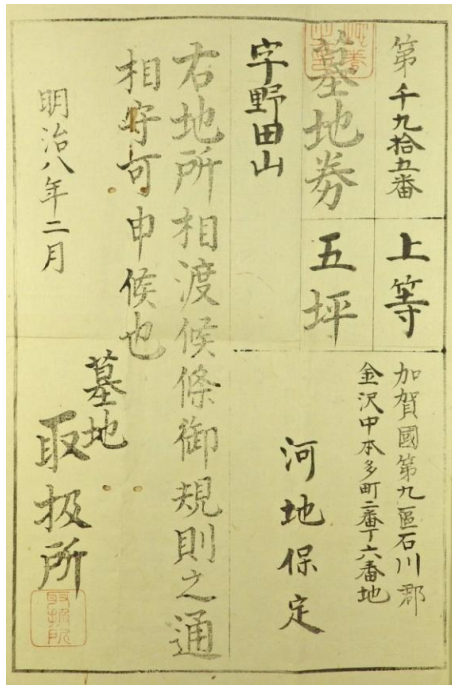
「加賀藩」の項では、幕末維新期の政治過程における加賀藩の動きを示すものが揃っています。「前田慶寧退京につき前田齊泰親翰等留」（39.14-3）には、元治元年禁門の変で無断退京した世嗣前田慶寧についての藩主前田齊泰の親翰に加え、退京中であった慶寧の親翰も記されています。齊泰の見解に対して異存を申し立ててはならないこと、使者の前田直信が如何なる内容を伝えてきても、臣子の大道により是非を論じないよう申し諭していますが、この親翰は慶寧の心情がうかがえる好個のものです。

さらに、「徳川内府討薩協力につき前田慶寧親翰」（39.14-10）は、鳥羽・伏見の段階での徳川慶喜の檄文を受け、藩主前田慶寧が徳川家を支援のために派兵することを宣言したものであり、「北国筋鎮圧御沙汰書」（39.14-24）は、加賀藩が北越戦争（戊辰戦争）に参加する契機となった朝命が書き認められており、いずれも加賀藩の行動を規定した重要なものになります。

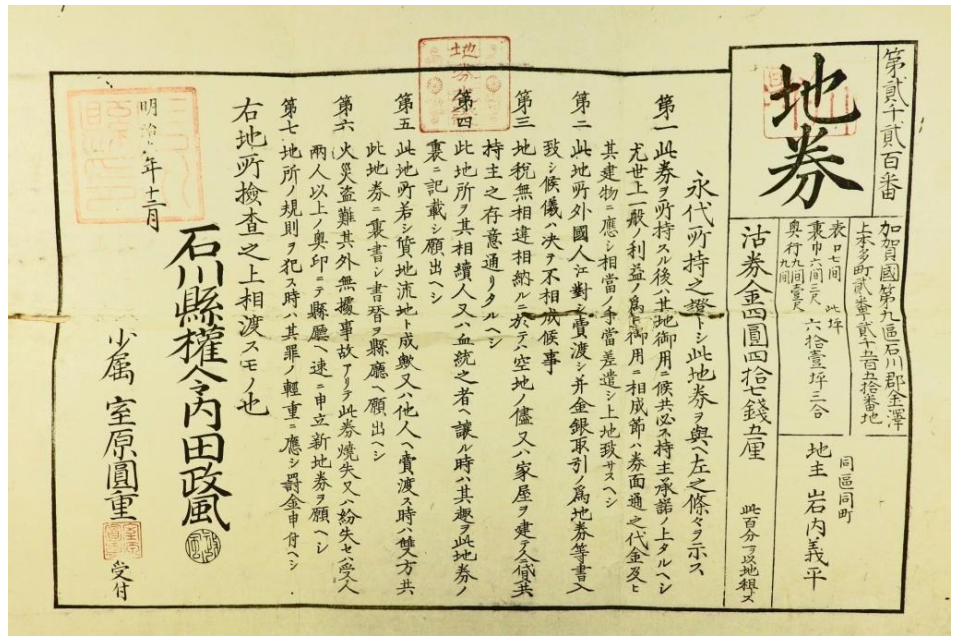


・参内被留候御方并禁門御固メ衆等書上(39.13-22)

河地家関係

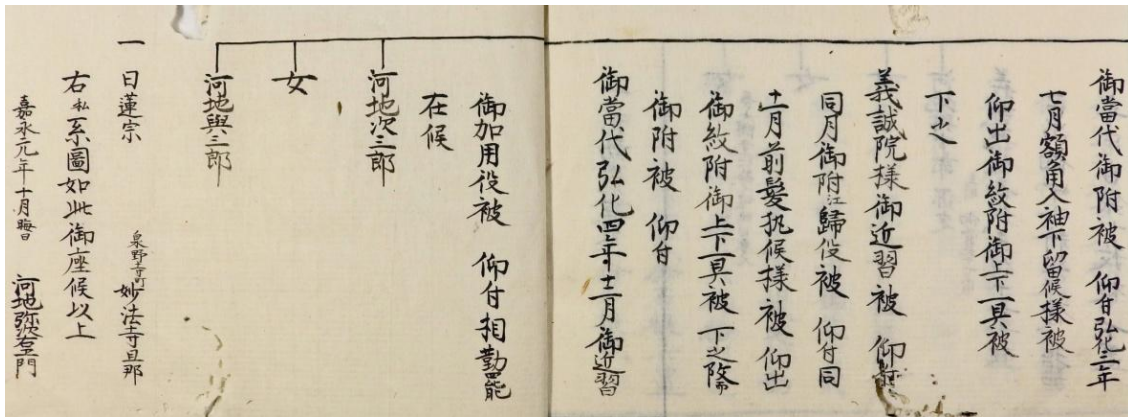


・野田山墓地券(39.38-1)



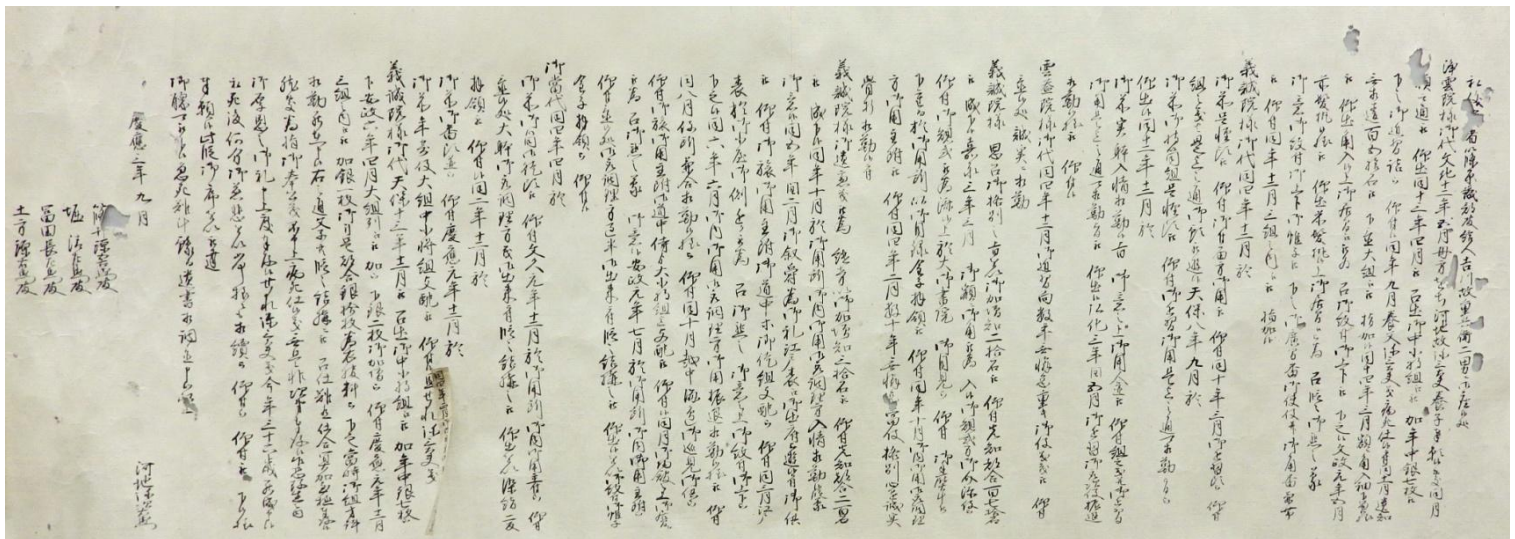
・地券(39.36-1)

地券は、明治初年の地租改正に際して発行された土地所有証券であり、所有者、所在、地目、代価などが記された。地租改正の進行に応じて改正地券に切り替えられていった。



・系図帳(39.31-1)

嘉永元年(1848)の河地家系図帳。家祖半左衛門の先代として才右衛門の名があり、才右衛門は佐々陸奥守(成政)に5,000石で仕えた」と記されている。



・河地弥次右衛門遺書(39.34-5①)

慶応3年(1867)9月に河地弥次右衛門が、本多家家臣の篠井源五右衛門、堀清左衛門、富田長左衛門、土方源右衛門に対して提出した遺書。河地文庫には弥次右衛門の遺書が複数残されており、随時書き直されていたことがわかる。

掲載史料と展示史料は一致しないことがあります。